

Topics | トピックス

◆ 10月1日から「年金生活者支援給付金」が開始

消費税の引上げに伴い、2019年10月1日から「年金生活者支援給付金」が開始された。公的年金等の収入や所得額が一定以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、対象者には日本年金機構から「年金生活者支援給付金請求書」(図1)が送付される。対象者は必要事項を記入して郵便ポストに投函する。「年金生活者支援給付金」の初回の支払いは2019年12月中旬となる。

「年金生活者支援給付金」を受け取れる人

● 老齢年金の受給者の場合の条件 (以下のすべてを満たすこと)

- ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること。
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税であること。
- ・前年の公的年金等の収入金額*とその他の所得との合計額が879,300円以下であること。

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

《給付額》

月額5,000円を基準に保険料納付済期間等に応じて算出され、原則、次の①と②の合計額となる。

- ①保険料納付済期間に基づく額(月額) = 5,000円 × 保険料納付済期間 / 480月
②保険料免除期間に基づく額(月額) = 10,834円 × 保険料免除期間 / 480月

● 障害年金の受給者の場合の条件 (以下のすべてを満たすこと)

- ・障害基礎年金の受給者であること。
- ・前年の所得*1が4,621,000円*2以下であること。

※1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※2 扶養親族の数に応じて増額。

《給付額》 1級 6,250円(月額) 2級 5,000円(月額)

● 遺族年金の受給者の場合の条件 (以下のすべてを満たすこと)

- ・遺族基礎年金の受給者であること。
- ・前年の所得*1が4,621,000円*2以下であること。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※2 扶養親族の数に応じて増額。

《給付額》 最大5,000円(月額)

【図1】「年金生活者支援給付金請求書」

郵便はがき

119-0182

武蔵府中郵便局留

[東京都杉並区高井戸西3-5-24]

日本年金機構 行

〒

住所

氏名

差出人

お手数ですが
切手を貼って
ください

対象者の照会番号

令和元年12月支払いのため
令和元年10月18日
までに届くよう控面してください

上記より遅れてご提出の申金は、お支払いが令和2年2月以降となります

提出日
令和 年 月 日

フリガナ

氏名

氏名フリガナ

生年月日

種別コード

電話番号

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援する給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込額（月額）	円
給付金種別	年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。

※見込額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、
同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

提出日

フリガナ

氏名

氏名フリガナ

生年月日

種別コード

電話番号

提出日

令和 年 月 日

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援する給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込額（月額）	円
給付金種別	年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。

※見込額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、
同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

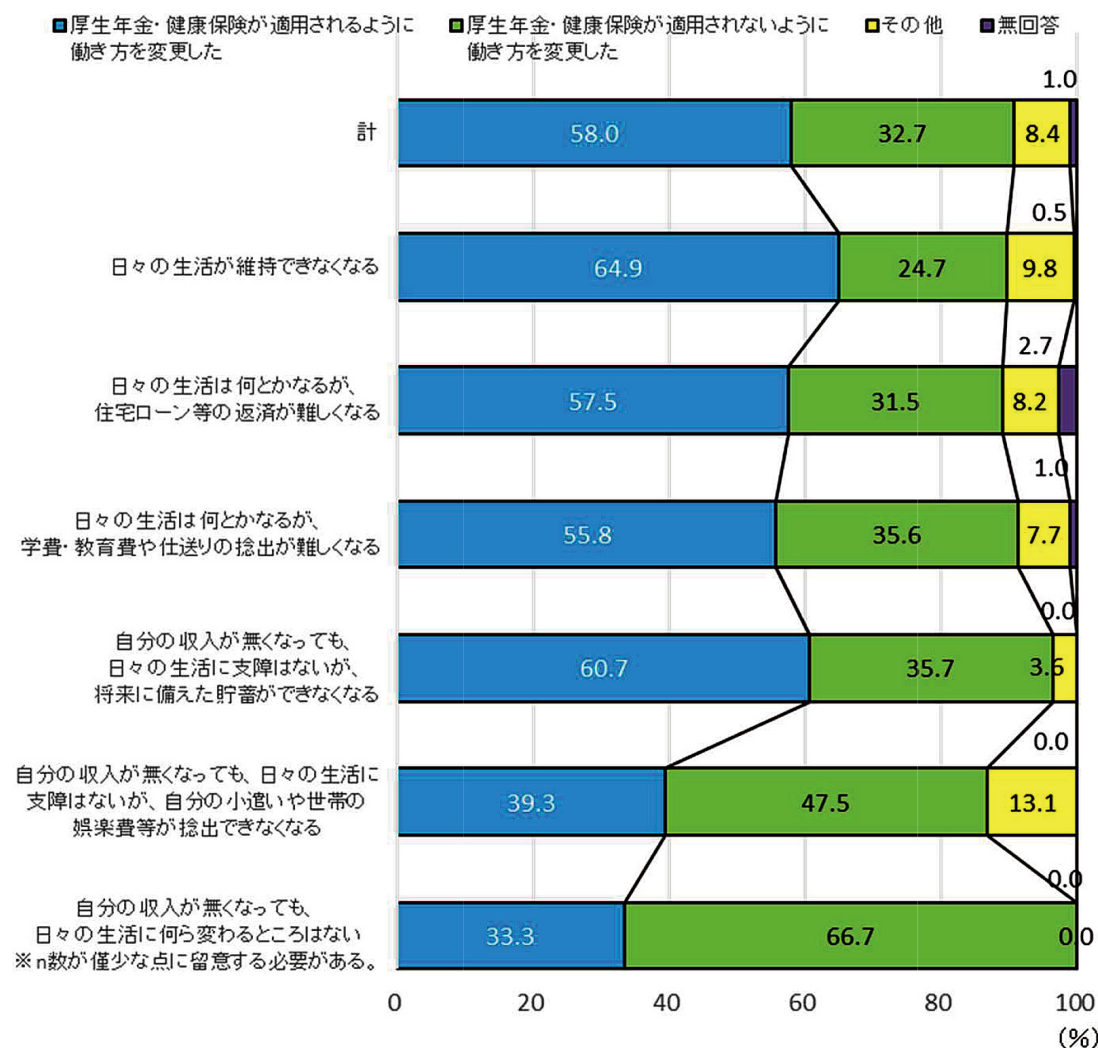
◆ **ライフスタイルの多様化に応じて選択できる公平な社会保険制度を**
 ～第8回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会～

2019年9月20日、厚生労働省は「第8回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」(座長＝遠藤久夫・国立社会保障・人口問題研究所長)を開催し、「議論の取りまとめ(案)」を公表した。この懇談会は2018年12月18日に第1回をスタートさせ、多様な働き方に対応した社会保険の必要性について議論が行われてきた。そのなかで短時間労働者の適用範囲の拡大に加えて、「人生100年時代」を見据えた社会保険が検討されてきた。今後の検討においては、女性や高齢者の雇用者、パートタイム雇用者なども含めた様々なライフスタイルに応じて働き方を選択できる公平な制度、さらには個人の活躍を後押しするような制度の検討が課題となる。

労働政策研究・研修機構(JILPT)が「自身が働くのを辞めた場合に家計に及ぼす影響」について調査したところ、厚生年金・健康保険が適用されるように働き方を変えた人は、「日々の生活が維持できなくなる」が最も多く(64.9%)、次いで「自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる」が多くなっている(60.7%)(図2)。家計への影響が大きいと考える短時間労働者ほど、被用者保険が適用されるように働き方を変更し、一方で家計に余裕がある人ほど適用を回避する傾向がある。

「人生100年時代」を考えると、現実に適用拡大により影響を受ける人へも配慮しながら、社会経済の大きな変化に対応する社会保険の適用拡大をはじめ、働き方の多様化を踏まえた社会保険について検討を深め、積極的に推進していくことが期待される。

【図2】自身が働くのを辞めた場合に家計に及ぼす影響



※労働政策研究・研修機構「短時間労働者に対する調査結果」(2017年)より

◆ 次期年金制度改正の柱は「被用者保険の適用拡大」と「年金水準の確保・充実」 ～第10回社会保障審議会年金部会～

2019年9月27日、厚生労働省は「第10回社会保障審議会年金部会」(部会長＝神野直彦・日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授)を開催した。議題は、「今後の年金制度改正について」及び「被用者保険の適用拡大について」。2019年8月、「2019年財政検証結果」(図3)が厚生労働省から公表されたが、同部会ではこれを踏まえて今後の年金制度改正について議論した。

今後は高齢期が長期化し、より多くの人々が長く多様な形で働く社会へと変化していくなかで、「2019年財政検証結果」では、経済成長と労働参加が進むケースについてはマクロ経済スライド終了時に「所得代替率は50%以上を維持する」ことが確認され、また、「被用者保険の更なる適用拡大」あるいは「保険料の拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢」のどちらの場合も、年金の給付水準を確保するうえでプラスであることが確認された。

従って、次期年金制度改正の基本は、「より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実する」こととなる。改正の柱は「多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の適用拡大」と「就労期の長期化による年金水準の確保・充実(繰下げ制度の柔軟化・在職老齢年金制度の見直し等)」となる。年金部会では今後、この2つの柱に業務運営改善関係の見直し等の課題も加えた議論を進めていくことになる。

被用者保険の適用拡大については、短時間労働者に対する社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用範囲はこれまでも検討が行われてきたが、今後は、平均寿命が延伸し「人生100年時代」を迎え、「教育・仕事・引退」というマルチステージで働き方がますます多様化するなかで、もっと幅広く多様化をとらえて社会保険の必要性について検討すべきで、現在の適用拡大の施行状況（図4）も踏まえて基本的な考え方を次のようにとりまとめた。

【基本的な考え方】

1. 被用者にふさわしい保障の実現
2. 働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築
3. 社会保障の機能強化

【図3】2019年財政検証結果のポイント

2019（令和元）年財政検証結果のポイント＜新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施＞

- ①経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、
- ・マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は5.0%以上を維持**
 - ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

- ②経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・Ⅴ）では、
- ・2040年代半ばに所得代替率5.0%に到達する。
（その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は4.0%台半ば）
 - ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※ 経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金がなくなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースⅥは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒ 経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要

オプション試算A（被用者保険の更なる適用拡大）

- ・適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ 適用拡大は、**所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。**

オプション試算B（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）

- ・基礎年金の加入期間の延長
- ・在職老齢年金の見直し
- ・厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- ・就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ **就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大きい。**

【図4】社会保険適用拡大の施行状況について

- 義務的な適用拡大の対象者は制度施行後一貫して増加しており、任意的適用拡大についても、制度施行後、事業所数・短時間被保険者数とも一貫して増加した。
- 適用拡大によって新たに適用対象に含まれたのは、週労働時間20～30時間の雇用者約450万人中約40万人規模であった。
- 短時間被保険者は、40～50歳代の女性、60歳以上の高齢者が多い。
- 短時間被保険者の適用拡大前の公的年金加入状況を見ると、第1号被保険者が約4割、第3号被保険者、厚生被保険者・被保険者でなかった人がそれぞれ約2割と、短時間被保険者は主婦だけでない多様な属性で構成されていることがわかった。
- 元第1号被保険者の納付状況を見ると、約半数が免除または未納となっており、また、雇用者は自営業主等に比べ完納者の割合が低いことから、適用拡大は低年金リスク低減に効果があると考えられる。
- 短時間被保険者は一部業種に偏在（「卸売・小売」、「医療・福祉」、「運輸、郵便」）し、事業主の保険料負担は、新たに被保険者となった労働者1人ひとりの標準報酬の概ね14.15%になり、全事業者の負担総額では年間約850億円と見られるが、これも同様に偏在する可能性がある。

◆ スロバキアとの社会保障協定に署名

2019年9月23日、フィンランドのヘルシンキにおいて「社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定(日・フィンランド社会保障協定)」の署名が、村田隆駐フィンランド大使とアイノ=カイサ・ペコネン・フィンランド社会問題・保健大臣との間で行われた。国会の承認を経て発効後は、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は原則、派遣元国の公的年金制度にのみ加入することとなり社会保険料の二重払いの問題が避けられることになる。保険料納付済期間は両国での保険期間が通算される。

現在フィンランドには1,825人の在留邦人※があり、この社会保障協定はルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、スウェーデンについて23番目の署名となる。

※外務省「海外在留邦人数調査統計」(2017年10月1日現在)より

◆ 2019年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で74.2%

厚生労働省は2019年9月27日、2019年7月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2016年7月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比1.0%増の74.2%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は1,006万月で、納付月数は746万月。

【2017年7月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比5.1%増の75.0%であった。納付対象月数は922万月で、納付月数は691万月。

【2018年7月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は71.8%であった。納付対象月数は898万月で、納付月数は645万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.0%となっている。